

議事概要

藤沢市政策会議を次のとおり開催した。

会議名	平成30年度政策会議（臨時会）
開催日	2018年（平成30年）9月28日（金）15:00～15:33
場 所	本庁舎6階 庁議室
出席者	鈴木市長，小野副市長，宮治副市長，平岩教育長 （政策会議委員） 総務部長，企画政策部長，財務部長，防災安全部長，市民自治部長，生涯学習部長，福祉健康部長，保健所長，子ども青少年部長，環境部長，経済部長，計画建築部長，都市整備部長，道路河川部長，下水道部長，市民病院事務局長，消防局長（欠席），教育次長（欠席），教育部長，議会事務局長，監査事務局長，農業委員会事務局長，選挙管理委員会事務局長
議 事	（1）議題（審議事項） 1 適正な事務執行について（総務部）
内 容	1 開会 2 市長あいさつ 昨日の議員全員協議会において、支払事務の遅延について大変厳しいご指摘をいただいた。本日午前から実質的な決算特別委員会審査が始まったが、昨日の議員全員協議会資料に新たな間違いが判明した。大変残念なこと。再度、報酬、賃金等の調査をしっかりと見直して、間違いのないように、各部局長は、確認をしていただきたい。 3 議事 （1）議題（審議事項） 1 適正な事務執行について <p style="text-align: right;">（説明者：総務部長）</p> □総務部長から、資料に基づき概要説明が行われた。 《内容》 新たな支払い遅延の事例判明に伴い、適正な事務の執行についての確認及び賃金・報酬支払の再調査を実施することについて報告するもの。 《総務部から経過等補足説明》 ○政策会議（臨時会）開催の経過についてである。決算特別委員会審査については、本日午前中に2人の委員から質問があり、午後に入り、新たな支払遅延の事例が判明し、市側から正副議長に相談を行ったところ、正副議長の取り計らいで、臨時の各派代表者会議が開

<p>内 容</p>	<p>かれた。その後、午後の決算特別委員会は再開直後に延会となり、実質的な審査は行われていない状況である。</p> <p>○新たな誤り、具体的には現年度の事務処理ミス及び過年度（平成28、29年度）の事務処理ミスである。</p> <p>○既に、本日18時を期限として行政総務課と職員課から報酬及び賃金支払事務に関する点検を改めて依頼している。</p> <p>○平成29年度分及び平成30年度分については、先日提出していただいている。今回の対象は、平成28年度分と平成29年度分である。平成29年度分は重複するが、賃金単価等が間違っていないか。本日18時まで確認いただきたい。18時に間に合わない場合は、各部総務課からご連絡いただきたい。</p> <p>○平成29年度分、平成30年度分も改めて点検いただきたいが、すでに報告をしている支払遅延のものであれば、そのままよい。提出した内容と相違があれば、報告していただきたい。</p> <p>○点検後、新たに判明した事案があれば、伝票番号も記載いただきたい。伝票番号記載欄をもうけた帳票をすぐに提供する。職員課で任用している臨時職員の確認については、職員課で点検する。</p> <p>○短時雇用職員などの平成28年度及び平成29年度の時給単価は、帳票再送時に添付するので、再度確認いただきたい。</p> <p>○部局ごとに確認・取りまとめをお願いしたい。その後、総務部で本日中に整理し、月曜日に両副市長が議会に出向いて報告、説明する。</p> <p>《主な意見等》</p> <p>○ひっ迫した状況であることは理解したが、点検期限の「本日18時」がどういう意味を持つのか。次のミスは許されない。可能な限りの手を尽くしてチェックする。提出期限に間に合うように努力するが、提出時間が遅れることもご理解いただきたい。</p> <p>⇒議会へは月曜日の朝に報告予定である。18時の期限はお願いである。遅れる場合には個別に、対応する。ご協力をお願いしたい。</p> <p>○議員全員協議会の調査内容に報告漏れがあったのか。さらに金額も違うのか。</p> <p>⇒支払遅延及び金額誤りの報告漏れが平成28年度、平成29年度、平成30年度分にあったものである。</p> <p>⇒支払遅延だけでなく、過去に遡り金額が誤っていて、平成30年度に精算を要する事案が生じたということである。</p> <p>○調査内容で、単価ということだが。財務部でも前回の調査報告で日</p>
------------	--

<p>内 容</p>	<p>額報酬の1日分日数が不足していた事例があった。昨日の議員全員協議会においても、報酬・賃金から控除する社会保険料・源泉徴収額などの確認も必要であるとして、意見・指摘されているが、単価を確認するほかに、具体的にどう確認するのかを示さないのか。</p> <p>⇒まずは、単価を確認いただきたい、時給、報酬の単価を確実に確認いただきたい。単価に誤りがあれば、控除額も差が出て精算が必要になる。そういう意味でも、まずは時給単価の確認である。</p> <p>○経済部も前回の調査で3件、日額委員報酬の支払遅延があった。今回の事案で再度報告漏れが判明した部の状況を教えてほしい。調査報告後に、なぜ新たに事務処理誤りを見つけることができたのか。見つけるポイントがあるのであれば、教えていただきたい。</p> <p>⇒このたびは、保育課の件で、ご迷惑をかけ大変申し訳ない。今回判明した案件については、議員全員協議会の資料で、全部あげるように指示を出していたところであるが、保育園の保育・清掃・調理のパート職員の平成30年度4月の時給単価を間違えて計算していたものである。5月に支給金額が相違することが判明したが、4月分と5月分の差額精算ができていなかった。それらを精査している中で、平成28年度、平成29年度に遡り確認したところ、時給単価の誤りが判明したものである。</p> <p>⇒保育調理は、業務を1年経験することで単価がアップする。当方で980円から990円に時給単価の変更という、特殊な要素があった。もう一度、金額の変更がなされているかなど確認いただきたい。18時の期限に間に合わせるよう、所属長、部局長が確認をしていただきたい。</p> <p>○議員全員協議会の資料に記載したのは、平成29年度分と平成30年度分の支払遅延の事案であるが、平成28年度分は記載していないため、全てを確認するという考え方でよいか。</p> <p>⇒遅れたものだけでなく、金額含め全件確認いただきたい。</p> <p>○その他の歳出伝票については、請求に基づいて支払うので、間違いが起こりにくい。賃金・報酬は、本人の請求に基づかないで支出するものである。</p> <p>4 閉会</p>
------------	---